

確定申告書の配布に係る 質疑応答集（Q&A）

<< 申告をする方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要です。 >>

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です（控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。）。

詳細は、管轄税務署（本書 11 頁）までご確認をお願いします。

【本人確認書類の例】

例1 マイナンバーカード

例2 通知カード※+運転免許証、公的医療保険の被保険者証。

※ 氏名・住所等の記載事項に変更がない場合に限る



財政局税政部市民税課

令和5年12月

■ 目 次 ■

Q1	所得税及び復興特別所得税の確定申告とは？	P3
Q2	確定申告をする必要のある人は？	P3
Q3	還付申告とは？	P3
Q4	確定申告書の提出先・提出方法は？	P3
Q5	所得税及び復興特別所得税の計算の仕組みは？	P4
Q6	確定申告すれば税金が還付される可能性のある人は？	P5
Q7	確定申告書の使用区分は？	P5
Q8	確定申告に必要な用紙は？	P5
事例1	給与所得のみを申告する場合（年途中で退職したこと等により年末調整していない場合）	P5
事例2	給与所得と年金所得を申告する場合	P6
事例3	給与所得者が医療費控除を申告する場合	P6
事例4	給与所得者が住宅ローン控除を申告する場合	P6
事例5	給与所得と外交員報酬を申告する場合	P6
事例6	給与所得と不動産所得（家賃収入等）を申告する場合	P7
事例7	年金所得のみを申告する場合	P7
事例8	年金所得者が医療費控除を申告する場合	P7
事例9	年金所得と不動産所得（家賃収入等）を申告する場合	P7
事例10	自営業者が事業所得を申告する場合	P8
事例11	給与所得者や年金所得者が寄附金控除を申告する場合	P8
Q9	区役所で入手できない用紙はあるの？	P8
Q10	以前あった医療費控除の封筒はないの？	P9
Q11	医療費控除を受ける場合、医療費控除の明細書は一般用とセルフメディケーション税制用のどちらを使用したらいいの？	P9
Q12	確定申告書用紙が届かないけどどうしたらいいの？（「確定申告のお知らせ」というはがきが税務署から届いた。）	P9
Q13	マイナンバーカードやICカードリーダーライターを持っていなくても、インターネットで確定申告できる？	P10
Q14	税理士による無料申告相談会場等はなくなったの？	P10
Q15	源泉徴収票の添付は必要？	P10
<税務署の管轄地域>		P11
<確定申告に必要な書類>		P12
<マイナンバー制度関係>		P13
<代理人による申告書提出に必要な書類>		P14

Q1 所得税及び復興特別所得税の確定申告とは？

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、翌年2月16日から3月15日までの間に確定申告書を提出する手続です。なお、その際、源泉徴収された所得税や予定納税額などがある場合には、その過不足を精算します。

Q2 確定申告をする必要のある人は？

その年分の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、配当控除額と年末調整の住宅借入金等特別控除額の合計額を超える人は、原則として確定申告をしなければなりません。

しかし、「給与収入金額が2,000万円以下で、かつ、1か所から給与等の支払を受けており、その給与の全部について源泉徴収される人で給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下である人」や「年金収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である人」等、一定の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。

Q3 還付申告とは？

確定申告書を提出する義務のない人でも、給与等から源泉徴収された所得税額や予定納税をした所得税額が、年間の所得金額について計算した所得税額よりも多いときは、確定申告をすることによって、納め過ぎた所得税の還付を受けることができます（この申告を還付申告といいます）。なお、還付申告ができる期間は、申告する年分の年の翌年の1月1日から5年間です。

Q4 確定申告書の提出先・提出方法は？

確定申告書は、提出時の納税地を所轄する税務署長に提出することになっています。納税地とは一般的には住所地になります。住所とは、生活の本拠のことで、生活の本拠かどうかは客観的事実によって判定されます。

具体的な提出方法は、次のとおりです。

- ① 郵便又は信書便により、住所地等の所轄の税務署に送付する。

収受日付印のある確定申告書の控えが必要な場合は、複写により作成した（複写式でないものについては、ボールペン等で記載した）申告書の控えのほか返信用封筒（あて名をご記入のうえ、所要額の切手を貼付してください。）を同封してください。

※ 申告書の控えへの収受日付印の押印は、収受の事実を確認するものであり、内容を証明するものではありません。

② 住所地等の所轄の税務署に持参する。

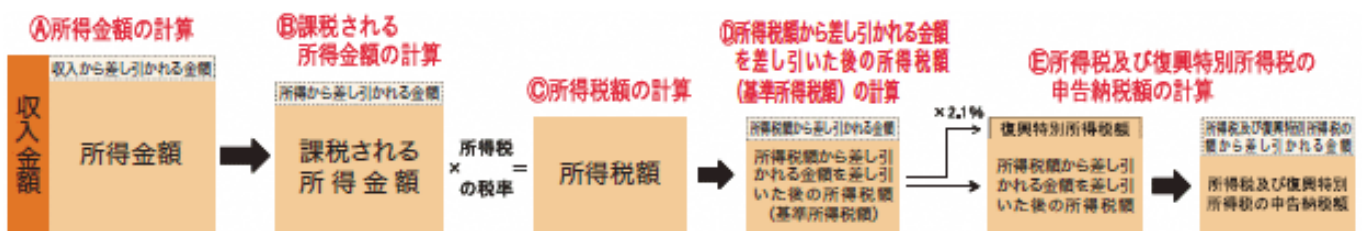
税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます。

③ e-Tax で申告する。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等を確定申告期間中であれば 24 時間 e-Tax により送信できます。

Q5 所得税及び復興特別所得税の計算の仕組みは？

所得が 1 種類のみで納める税金が発生する場合の計算の流れは、次のようになります。



④ 「所得金額」＝「収入金額」－「収入から差し引かれる金額」

⑤ 「課税される所得金額」＝「所得金額」④－「所得から差し引かれる金額」

⑥ 「所得税額」＝「課税される所得金額」⑤×「所得税の税率」

⑦ 「所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得税額（基準所得税額）」＝「所得税額」⑥－「所得税額から差し引かれる金額」

⑧ ・「復興特別所得税額」＝「基準所得税額」⑦×2.1%（※）

・「所得税及び復興特別所得税の申告納税額」

＝「所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得税額」⑦＋「復興特別所得税額」－「所得税及び復興特別所得税の額から差し引かれる金額」

※ 平成 25 年から令和 19 年までの各年分の所得税については、⑦に 2.1%を乗じた「復興特別所得税」を納める必要があります。

Q6 確定申告をすれば税金が還付される可能性のある人は？

次のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている方は、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。なお、給与所得者で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種所得（退職所得を除く）についても併せて申告が必要です。

区分	概要
① 総合課税の配当所得や原稿料などがある方	年間の所得が一定額以下である場合 ※ 一定額は、所得金額や源泉徴収された税金などにより異なります。
② 給与所得者	雑損控除や医療費控除、寄附金控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（年末調整で控除を受けている場合を除く）、政党等寄附金特別控除、認定 NPO 法人等寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定住宅新築等特別税額控除などを受けられる場合
③ 所得が公的年金等に係る雑所得のみの方	医療費控除や社会保険料控除などを受けられる場合
④ 年途中で退職した後就職しなかった方	給与所得について年末調整を受けていない場合
⑤ 退職所得がある方	次のいずれかに該当する場合 ・退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる ・退職所得の支払を受けるときに「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったため、20.42%の税率で源泉徴収がされ、その源泉徴収税額が正規の税額を超えている
⑥ 予定納税をしている方	確定申告の必要がない場合

Q7 確定申告書の使用区分は？

令和3年分の確定申告書までは、申告する所得に応じて「申告書 A」「申告書 B」がありましたが、令和4年分から様式が統一され、様式が1つになりました。

Q8 確定申告に必要な用紙は？

【事例1】給与所得のみを申告する場合（年途中で退職したこと等により年末調整していない場合）

〔必要用紙〕

確定申告書、確定申告の手引き

〔ご本人が用意する資料等〕

給与の源泉徴収票、各種控除の証明書（国民年金保険料の領収書、生命保険料控除証明書等）等

【事例2】給与所得と年金所得を申告する場合

〔必要用紙〕

確定申告書、確定申告の手引き

〔ご本人が用意する資料等〕

給与の源泉徴収票、公的年金の源泉徴収票、各種控除の証明書（国民年金保険料の領収書、生命保険料控除証明書等）等

【事例3】給与所得者が医療費控除を申告する場合

〔必要用紙〕

確定申告書、確定申告の手引き、医療費控除の明細書、医療費控除を受けられる方へ

〔ご本人が用意する資料等〕

給与の源泉徴収票、各種控除の証明書（国民年金保険料の領収書、生命保険料控除証明書等）等

※ 医療費の領収書は提出不要です（ただし、自宅で5年間保存する必要があります）。

【事例4】給与所得者が住宅ローン控除を申告する場合

〔必要用紙〕

確定申告書、確定申告の手引き、住宅借入金等特別控除額の計算明細書、住宅借入金等特別控除を受けられる方へ

〔ご本人が用意する資料等〕

給与の源泉徴収票、住宅借入金の年末残高証明書、住民票の写し等

※ 住宅借入金等特別控除のことを一般に「住宅ローン控除」といいます。

※ 住宅ローン控除の制度の詳細や必要書類等は税務署にお問い合わせください。

【事例5】給与所得と外交員報酬を申告する場合

〔必要用紙〕

確定申告書、確定申告の手引き、収支内訳書（一般用）（提出用・控用）、収支内訳書（一般用）の書き方

〔ご本人が用意する資料等〕

給与の源泉徴収票、報酬の支払調書、事業所得の必要経費等の金額がわかる書類、各種控除の証明書（国民年金保険料の領収書、生命保険料控除証明書等）等

【事例6】給与所得と不動産所得（家賃収入等）を申告する場合

〔必要用紙〕

確定申告書、確定申告の手引き、収支内訳書（不動産所得用）（提出用・控用）、収支内訳書（不動産所得用）の書き方

〔ご本人が用意する資料等〕

給与の源泉徴収票、不動産所得の収入と必要経費等の金額がわかる書類、各種控除の証明書（国民年金保険料の領収書、生命保険料控除証明書等）等

【事例7】年金所得のみを申告する場合

〔必要用紙〕

確定申告書、確定申告の手引き

〔ご本人が用意する資料等〕

公的年金の源泉徴収票、各種控除の証明書（国民年金保険料の領収書、生命保険料控除証明書等）等

【事例8】年金所得者が医療費控除を申告する場合

〔必要用紙〕

確定申告書、確定申告の手引き、医療費控除の明細書、医療費控除を受けられる方へ

〔ご本人が用意する資料等〕

公的年金の源泉徴収票、各種控除の証明書（国民年金保険料の領収書、生命保険料控除証明書等）等

※ 医療費の領収書は提出不要です（ただし、自宅で5年間保存する必要があります）。

【事例9】年金所得と不動産所得（家賃収入等）申告する場合

〔必要用紙〕

確定申告書、確定申告の手引き、収支内訳書（不動産所得用）（提出用・控用）、収支内訳書（不動産所得用）の書き方

〔ご本人が用意する資料等〕

公的年金の源泉徴収票、不動産所得の収入と必要経費等の金額がわかる書類、各種控除の証明書（国民年金保険料の領収書、生命保険料控除証明書等）等

【事例 10】自営業者が事業所得を申告する場合

〔必要用紙〕

確定申告書、確定申告の手引き、収支内訳書（一般用）（提出用・控用）、収支内訳書（一般用）の書き方

〔ご本人が用意する資料等〕

事業所得の帳簿類、事業所得の必要経費等の金額がわかる書類、各種控除の証明書（国民年金保険料の領収書、生命保険料控除証明書等）等

※ 青色申告する場合に必要な書類は、税務署にて入手願います。

【事例 1 1】給与所得者や年金所得者が寄附金控除を申告する場合

〔必要用紙〕

確定申告書、確定申告の手引き

〔ご本人が用意する資料等〕

給与の源泉徴収票、公的年金の源泉徴収票、各種控除の証明書（国民年金保険料の領収書、生命保険料控除証明書等）、寄附金受領書（金額及び寄附日がわかるもの）等

※ 寄附金受領書については、令和3年分の確定申告から、地方自治体が発行するものに代えて、特定事業者（ふるなびやさとふる等のポータルサイト）が作成・発行する「寄附金控除に関する証明書」で代用することができるとされました。

Q9 区役所で入手できない用紙はあるの？

下記の用紙は、区役所及び市税事務所（本庁2階市民税課含む）では配布していないので、最寄りの税務署でお求めください。

- ・ 事業所得の青色申告関係用紙

- ・ 譲渡所得（土地・建物・株式等に係る所得）関係の確定申告用紙（申告書第三表）及び付表など
- ・ 特殊な住宅ローン控除関係用紙（住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書、認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書、住宅耐震改修特別控除額の計算明細書など）
- ・ 外交員報酬等に係る経費の特例の用紙（家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書）

※ 国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）では、全ての様式についてダウンロードし、印刷出力することができます。

Q10 以前あった医療費控除の封筒はないの？

平成 29 年分の確定申告から、医療費控除を受ける場合は、「医療費の領収書」の提出が不要となり、その代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました（医療費の領収書は自宅で 5 年間保存する必要がある、税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません）。

そのため、「医療費控除の明細書」は、従来の封筒型から用紙に変更されました。

Q11 医療費控除を受ける場合、医療費控除の明細書は一般用とセルフメディケーション税制用のどちらを使用したらいいの？

セルフメディケーション税制とは、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として健康診断などの一定の取組を行う方が、特定の医薬品を購入した場合において、その合計額が 1 万 2 千円を超えるときは、その超える部分の金額について、その年分の総所得金額等から控除するもので、平成 29 年分の確定申告から新設されました。

従来の医療費控除と同時に利用することはできませんので、病院や薬局等で支払った医療費について医療費控除を受ける場合は、一般用をご使用ください。

Q12 確定申告書の用紙が届かないけどどうしたらいいの？（「確定申告のお知らせ」というはがきが税務署から届いた）。

近年、インターネットを利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した申告書用紙が利用される割合は年々低下しています。

このような状況から、国税庁では、資源保護及び行政コスト削減の観点から、確定申告書用紙の送付を段階的に廃止しております。

手書きにより申告書を作成される方につきましては、以下のいずれかの方法により確定申告書を行うようお願いいたします。

- 国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」を利用していただき、画面の案内に従って金額などを入力して申告書等を作成し、印刷する。
- 国税庁ホームページから申告書や手引きをダウンロードして、手書きで作成する。
- インターネット環境やプリンタのない方等で、確定申告書等の用紙が必要な方は、管轄の税務署に問い合わせをする。

Q13 マイナンバーカードやICカードリーダーダライタを持ってなくても、インターネットで確定申告できる？

マイナンバーカードやICカードリーダーダライタを持ってなくても、インターネット（e-Tax）を利用して申告をすることができます。詳細については、税務署にお問い合わせいただくようお願いいたします。

Q14 税理士による無料申告相談会場等はなくなったの？

「教育文化会館の還付申告会場」は平成28年、北海道経済センターで実施していた「税理士による無料申告相談会場」は平成30年をもってそれぞれ廃止となりました。

Q15 源泉徴収票の添付は必要？

平成31年4月以降に提出する確定申告書については、源泉徴収票等の以下の書類の添付又は提示が不要となりました。

＜添付が不要となる主な書類＞

- ・ 給与所得、退職所得、公的年金等の源泉徴収票
- ・ オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ・ 上場株式配当等の支払通知書
- ・ 特定口座年間取引報告書

<税務署の管轄地域>

税務署	所在地・電話番号	管 轄
札幌中税務署	札幌市中央区大通西 10 丁目札幌第二合同 庁舎 011-231-9311	中央区の一部 大通西 1~10 丁目 北 1 条西 1~10 丁目 北 2 条西 1~10 丁目 北 3 条西 1~10 丁目 北 4 条西 1~10 丁目 北 5 条西 1~10 丁目 北 6 条西 10 丁目 南 1 条西 1~10 丁目 南 2 条西 1~10 丁目 南 3 条西 1~10 丁目 南 4 条西 1~10 丁目 南 5 条西 1~10 丁目 南 6 条西 1~10 丁目 南 7 条西 1~10 丁目 南 8 条西 1~10 丁目 大通東 1~14 丁目 北 1 条東 1~19 丁目 北 2 条東 1~20 丁目 北 3 条東 1~15 丁目 北 4 条東 1~8 丁目 北 5 条東 1~3 丁目 南全条東全丁目
札幌北税務署	札幌市北区北 31 条西 7 丁目 3 番 1 号 011-707-5111	北区、東区、石狩市、石狩郡
札幌東税務署	札幌市厚別区厚別東 4 条 4 丁目 8 番 8 号 011-897-6111	白石区、厚別区、江別市
札幌南税務署	札幌市豊平区月寒東 1 条 5 丁目 3 番 4 号 011-555-3900	豊平区、南区、清田区、千歳市、恵庭市、北広島市
札幌西税務署	札幌市西区笈寒 4 条 1 丁目 7 番 1 号 011-666-5111	中央区の一部 大通西 11~28 丁目 北 1 条西 11~28 丁目 北 2 条西 11~28 丁目 北 3 条西 11~30 丁目 北 4 条西 11~30 丁目 北 5 条西 11~29 丁目 北 6 条西 11~28 丁目 北 7 条西 11~27 丁目 北 8 条西 12~26 丁目 北 9 条西 12~24 丁目 北 10 条西 12~24 丁目 北 11 条西 12~24 丁目 北 12 条西 13~23 丁目 北 13 条西 13~22 丁目 北 14 条西 14~22 丁目 北 15 条西 14~22 丁目 北 16 条西 14~21 丁目 北 17 条西 14~20 丁目 北 18 条西 14~19 丁目 北 19 条西 14~19 丁目 北 20 条西 14~17 丁目 北 21 条西 14~15 丁目 北 22 条西 14~15 丁目 南 1 条西 11~28 丁目 南 2 条西 11~28 丁目 南 3 条西 11~28 丁目 南 4 条西 11~28 丁目 南 5 条西 11~28 丁目 南 6 条西 11~27 丁目 南 7 条西 11~26 丁目 南 8 条西 11~26 丁目 南 9 条西 ~ 全丁目 南 30 条西 西区、手稲区

<確定申告に必要な書類>

区 分	①確定申告書	②医療費控除	③住宅ローン控除	④一般用収支内訳書	⑤不動産用収支内訳書
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書 確定申告の手引き 	<ul style="list-style-type: none"> 医療費控除の明細書 医療費控除を受けられる方へ 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 住宅借入金等特別控除を受けられる方へ 	<ul style="list-style-type: none"> 収支内訳書（一般用） 収支内訳書（一般用）の書き方 	<ul style="list-style-type: none"> 収支内訳書（不動産所得用） 収支内訳書（不動産所得用）の書き方
①給与所得のみ	○				
②給与と年金	○				
③給与と医療費	○	○			
④給与と住宅ローン控除	○		○		
⑤給与と外交員報酬	○			○	
⑥給与と不動産所得	○				○
⑦年金所得のみ	○				
⑧年金と医療費	○	○			
⑨年金と不動産	○				○
⑩自営業	○			○	
⑪給与と年金の方が寄附金	○				

※ 区分の数字は、Q8「確定申告に必要な用紙は？」の事例番号です。

※ 事業所得や不動産所得等を青色申告するための用紙は、税務署にて入手願います。

※ 源泉徴収票・各種控除の証明書等の添付書類は、添付書類台紙などに貼付してください。

※ 寄附金控除（ふるさと納税）を申告する場合は、①確定申告書のみで申告することができます。

<マイナンバー制度関係>

市税の手続きでは給与支払報告書や各種税申告書・申請書の一部にマイナンバー（個人番号・法人番号）を記載することが必要になります。マイナンバーを記載した申告書を提出する場合は、番号法（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）等の法令で定める本人確認(※)を行いますので、下記一覧に記載している本人確認書類をお持ちください。

※ 本人確認は、申告書を提出する方の「身元確認」と、記載されている番号が正しい番号かどうかの「番号確認」という2つの種類があります。また、代理人による提出の場合は、「本人の番号確認」に加えて「代理権の確認」と「代理人の身元確認」という3つの種類があります。

★ 本人が申告を提出する場合に必要な書類一覧

	番号確認	身元確認
窓 口 ・ 郵 送	<p><u>以下のいずれか</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカード（個人番号カード） ●通知カード <p>□ <u>※氏名・住所等の記載事項に変更がない場合に限る</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●個人番号のある住民票の写しや住民票記載事項証明書 <p><u>上記がない場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●札幌市が過去に本人であることを確認したうえで作成した書類（プレ印字申告書） 	<p><u>以下のいずれか</u></p> <p>マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書、学生証、社員証、資格証明書（税理士証票等）、戦傷病者手帳、プレ印字申告書、氏名及び住所又は生年月日が印字された官公署（勤務先等）発行書類</p> <p>（例：税や社会保険料・公共料金の領収書、各種税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳、給与所得の特別徴収税額通知書、納税通知書、源泉徴収票）</p>

★ 代理人が申告書を提出する場合に必要な書類一覧

	本人の番号確認（本人に係る書類）	代理人の身元確認（代理人に係る書類）	代理権の確認
窓口・郵送	<p><u>以下のいずれか</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカード（個人番号カード） ●通知カード <p>※氏名・住所等の記載事項に変更がない場合に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ●個人番号のある住民票の写しや住民票記載事項証明書 <p><u>上記がない場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●札幌市が過去に本人であることを確認したうえで作成した書類（プレ印字申告書） 	<p><u><代理人が個人の場合></u></p> <p><u>以下のいずれか（顔写真のないものは2種類）</u></p> <p>マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書、学生証、社員証、資格証明書（税理士証票等）、戦傷病者手帳、氏名及び住所又は生年月日が印字された官公署（勤務先等）発行書類</p> <p>（例：税や社会保険料・公共料金の領収書、各種税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳、給与所得の特別徴収税額通知書、納税通知書、源泉徴収票）</p> <p><u><代理人が法人の場合>以下の2点</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●法人の名称及び本店所在地が記載された官公署発行書類（登記事項証明書、印鑑登録証明書、税・社会保険の領収書等） ●当該法人と来庁者との関係を示す書類（社員証等） <p><u><代理人が税理士（法人）の場合></u></p> <p>上記に代えて税理士（法人）名簿も可</p>	<p><u><代理人が税理士以外の場合></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●法定代理人（親権者、成年後見人等）の場合 戸籍謄本や登記事項証明書等 ●任意代理人の場合 委任状 <p><u><上記が困難な場合>以下のいずれか</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●委任状に準ずる書類（本人及び代理人の個人識別事項並びに押印があるもの）の提出 ●本人しか持ち得ない書類（マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード（氏名・住所等の記載事項に変更がない場合に限る）、運転免許証等、本人に対し1回限り発行されるような書類）の写しの提出 <p><u><代理人が税理士の場合></u></p> <p>税務代理権限証書</p>

★ 本人確認における注意点（本人・代理人共通）

- 窓口での提出の場合は、原本の提示が必要となります（写しの提出は不要です）。
- 郵送での提出の場合は、窓口での提出の場合と同様の書類の写しを同封してください（写しは提出が必要であるため返却はできません）。
- 札幌市が一部を印字して送付した申告・申請書は本人確認に使用できますので、別の様式により提出する場合でも送付した申告・申請書を添付してください。